

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

岩手県二戸市浄法寺町下前田37番4号
浄安森林組合

2. 指名停止措置期間

平成27年12月4日から平成28年2月3日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

浄安森林組合は、平成27年5月1日付けで東北森林管理局岩手北部森林管理署長と契約した森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）において、現場代理人及び直接事業を実施する責任者から現場作業員への指示の不徹底により、現場作業員が作業区域の周囲確認を怠り、事業区域外（1527林班い2小班）のカラマツ生立木外219本、材積107.57m³を誤って伐採した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号（不正または不誠実な行為）並びに「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4（2）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（不正または不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070